

鶴ヶ島市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき、監査を実施したので同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和4年2月16日

鶴ヶ島市監査委員 内野睦巳

鶴ヶ島市監査委員 近藤英基

1 監査基準に準拠している旨

監査委員は、鶴ヶ島市監査基準（令和2年鶴ヶ島市監査委員告示第6号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

行政監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による監査）及び定例監査（同法同条第4項の規定による監査）

3 監査の対象

- (1) 総務部 税務課
- (2) 総務部 収納課

4 監査の着眼点

令和3年度（4月から10月まで）の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行が法令に準拠し、適正かつ効率的に行われているか否かに主眼をおいた。

5 監査の主な実施内容

抽出により提出された監査資料を精査するとともに、所属長、関係職員から説明を聴取して監査を行った。

6 監査の実施場所及び日程

実施場所：鶴ヶ島市役所庁議室

日程：令和3年12月27日

7 監査の結果

1から6までの記載事項のとおり監査を行った結果は、次のとおりである。

今後も監査結果を踏まえ、良い点は引き続き継続し、改善すべき点は改善し、市民福祉の増進と地方自治の本旨の実現を図られるよう、適正かつ効率的な事務の執行に努められたい。

(1) 総務部 税務課

ア 主要事務事業

令和3年度の主要な事務事業は以下のとおりである。

(ア) 課税事務経費

市民税・固定資産税等の適正な賦課決定のための事務経費。

令和3年10月末時点の主な市税の賦課状況（調定額）は、次のとおりである。

個人市民税 4,111,227,150円

法人市民税 258,376,400円

軽自動車税 143,549,500円

固定資産税 4,207,292,200円

市たばこ税 295,689,769円

今後も法令に則り、市税の適正な賦課業務の執行に努める。

(イ) スマートフォン・タブレットを使用した確定申告者を増やすための電子申告の操作方法講習会の実施

税務署や市役所等の申告会場に行かずに、スマートフォン等から確定申告をしていただくための講習会を11月下旬から12月上中旬に市役所及び市民センターで計6日間開催した。

イ 評価・意見・要望

(ア) 歳入歳出予算の執行

概ね適正に執行されているものと認められた。

(イ) 契約事務

適正に執行されているものと認められた。

(ウ) 現金等の取扱い

適正に執行されているものと認められた。

(エ) 備品等の財産管理

適正に執行されているものと認められた。

(オ) 文書の処理及び管理

適正に執行されているものと認められた。

(2) 総務部 収納課

ア 主要事務事業

令和3年度の主要な事務事業は以下のとおりである。

(ア) 公金収納日計処理業務委託経費

領収済通知書の分類、電子データ化、収納データの作成等を委託するための経費。

委託により、職員の人事異動やマンパワーに依存することなく、事務の安定化、効率化が図られている。

また、電子化により照会が容易となり、納税者からの問合せに対し、迅速な納付確認が可能となっている。

(イ) 収納事務電子処理化経費

市民等の利便性の向上や事務効率の向上を図るため、収納事務を電子処理化するための経費。

市税等の口座振替の手続きを電子処理化するペイジー口座振替受付サービスを令和3年10月1日に導入し、令和3年10月末日現在の処理件数は80件である。

金融機関への預貯金等の照会（財産調査）を電子処理化する預貯金等照会電子サービスを令和3年4月1日に導入し、回答時間の短縮や、滞納処分の早期着手、早期解決につながっている。令和3年10月末日現在の照会件数は4,829件である。

イ 評価・意見・要望

(ア) 歳入歳出予算の執行

適正に執行されているものと認められた。

(イ) 契約事務

概ね適正に執行されているものと認められた。

(ウ) 現金等の取扱い

適正に執行されているものと認められた。

(エ) 備品等の財産管理

適正に執行されているものと認められた。

(オ) 文書の処理及び管理

適正に執行されているものと認められた。